

資料No. 3

出先機関改革関係資料

アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～ (ハローワーク部分抜粋)

平成 22 年 12 月 28 日
閣 議 決 定

国のかたちを変えて、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるよう出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲すること等により、出先機関改革を下記のとおり進める。

記

1 (略)

2 (略)

(3) 公共職業安定所（ハローワーク）

利用者である地域の住民の利便性を向上させる観点から、まずは、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずることとする。その際、国は地方自治体からの特区制度等の提案にも誠実に対応することを基本とし、国の求人情報等の地方自治体への提供等当該一体的な実施の具体的な制度の内容については、地方自治体の実情に応じて、国と地方自治体が協議して設計する。

上記について速やかに着手し、当該一体的な実施を3年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証することとし、広域的实施体制の枠組みの整備状況も踏まえ、地方自治体への権限移譲について検討することとする。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。

(4) 直轄道路、直轄河川及び公共職業安定所（ハローワーク）について、上記改革を円滑かつ速やかに実施するための仕組みを地域主権戦略会議の下に設ける。

3～5 (略)

「アクション・プラン」の推進体制について

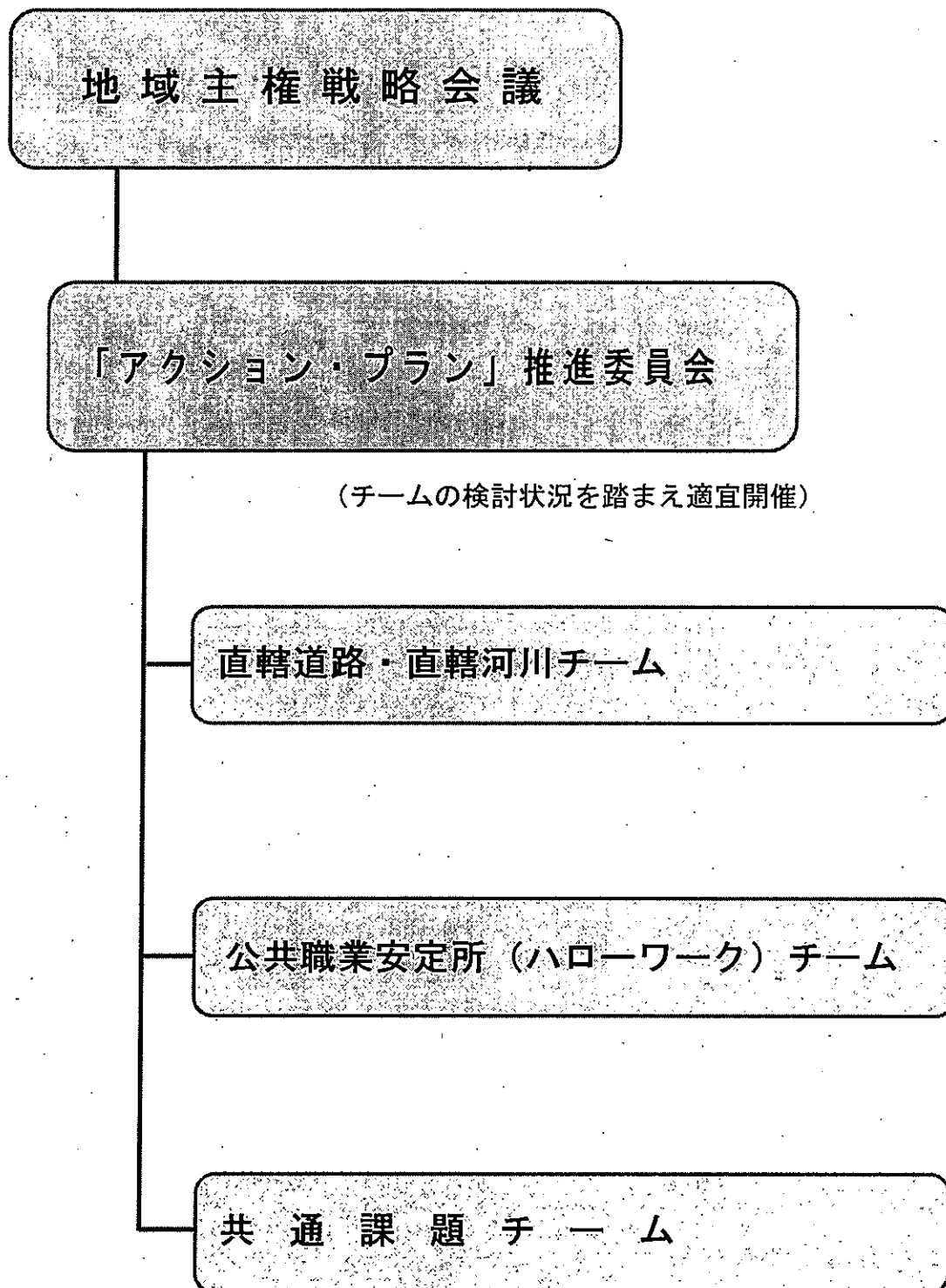
- 1 「アクション・プラン」(平成 22 年 12 月 28 日閣議決定) 2 (4) 及び 3 (3) に基づき、改革を円滑かつ速やかに実施するための仕組みとして、地域主権戦略会議の下に「アクション・プラン」推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。
- 2 推進委員会の委員長は内閣府特命担当大臣(地域主権推進)とし、推進委員会のその他の構成員は、委員長が指名する。
- 3 (1) 次の表の右欄に掲げる課題を検討するため、推進委員会に左欄に掲げるチームを置き、各チームの主査は、委員長が指名する。

直轄道路・直轄河川チーム	「アクション・プラン」記 2 (1) 及び (2)
公共職業安定所(ハローワーク)チーム	「アクション・プラン」記 2 (3)
共通課題チーム	「アクション・プラン」記 3 (1) 及び (2)

- (2) チームの構成員その他チームの運営に必要な事項は、主査が定める。

- 4 前各項に掲げるもののほか、推進委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。

「アクション・プラン」の推進体制



※上記のほか、広域的实施体制の枠組み作りについても、委員会で取り上げる。